二　移動しようとする移動禁止植物等の移動又は荷造りの方法に関すること。
三～五　（略）
六　移動後の移動禁止植物等の管理中に法第十六条の三第一項ただし書の許可を受けていない別表七の有害動物又は有害植物の欄に掲げる有害動物又は有害植物が発生した場合における通知その他措置の方法に関すること。
2　（略）
（廃棄命令書及び処分証明書）
第三十五条の十一　法第十六条の五の規定により植物防疫官が植物、指定物品、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装の消毒若しくは廃棄を命じ、又は自らこれらを消毒し、若しくは廃棄した場合には、第二十一条第一項及び第二十二条の規定を準用する。
第六章　指定有害動植物の防除
第一節　総合防除
（指定有害動植物）
第四十条　法第二十二条第一項の農林水産大臣の指定する有害動物又は有害植物は、別表十のとおりとする。
（削る。）
（削る。）
（削る。）
（削る。）
（削る。）
（削る。）
（削る。）
（削る。）
（削る。）
（削る。）
（削る。）
（削る。）
（削る。）
（削る。）
（削る。）

二　移動しようとする移動禁止植物等の移動又は荷造の方法に関すること。
三～五　（略）
六　前各号の条件に違反したときは、当該許可を取り消し、又は当該移動禁止植物等及びその生産物の廃棄を命ずることがあること。
2　（略）
（廃棄命令書及び処分証明書）
第三十五条の十　法第十六条の五の規定により植物防疫官が植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装の廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄した場合には、第二十一条第一項及び第二十二条の規定を準用する。
第六章　指定有害動植物の防除
第一節　指定有害動植物
（指定有害動植物）
第四十条　法第二十二条の農林水産大臣の指定する有害動物は、次のとおりとする。
一　いちご、かき、きく、きゅうり、たまねぎ、なす及びねぎのアザミウマ類
二　いちご、かんきつ、きく、キャベツ、きゅうり、すいか、だいこん、大豆、トマト、なし、なす、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう及びレタスのアブラムシ類
三　いねのイネミズゾウムシ
四　オオタバコガ
五　かきのカイガラムシ類
六　かきのカキノヘタムシガ
七　果樹カメムシ類
八　さとうきびのカンシャコバネナガカメムシ
九　大豆の吸実性カメムシ類
十　コナガ
十一　きゅうり及びトマトのコナジラミ類
十二　いねのコブノメイガ
十三　シロイチモジヨトウ
十四　なし、もも及びりんごのシンクイムシ類
十五　いねのセジロウンカ
十六　茶のチャノホソガ
十七　いねのツマグロヨコバイ
十八　いねのトビイロウンカ
十九　いねのニカメイガ
二十　ハスモンヨトウ
二十一　いちご、おうとう、かんきつ、茶、なし、なす、もも及びりんごのハダニ類
二十二　かき、茶、なし及びりんごのハマキムシ類
二十三　斑点米カメムシ類